

第4次男女共同参画基本計画（素案）について

1 計画の策定について

男女共同参画社会の形成の推進については、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、男女共同参画基本計画を策定し進めてきた。

現行の第3次基本計画の計画期間が、平成30年度で終了することから、北九州市男女共同参画審議会の答申等を踏まえて、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定するもの。

2 計画の策定経過

平成30年11月2日

北九州市男女共同参画審議会から、「第4次北九州市男女共同参画基本計画の策定について」市長に答申

3 計画の位置づけ

- ・北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例に定める基本計画
- ・男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に定める市町村推進計画
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に定める市町村基本計画
- ・「元気発進！北九州プラン」（北九州市基本構想・基本計画）の部門別計画

4 計画で目指す姿

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現

5 計画期間

2019年度～2023年度（5年間）

6 今後のスケジュール（予定）

平成31年3月18日（月）～平成31年4月17日（水）

パブリックコメント実施

（パブリックコメントについては市政だより3月15日号に掲載）

7 資料

- 第4次北九州市男女共同参画基本計画（素案）

「第4次北九州市男女共同参画基本計画（素案）」概要

柱	施策の方向	具体的施策
I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大  	1 企業、地域等の方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革 ◇「北九州イクボス同盟」等での先進事例の紹介を通じた経営者・管理職の意識改革 (2) 企業、地域等における女性リーダー育成の推進
	2 市の方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革 ◇部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する「イクボス」の取り組み推進
II 女性が活躍しやすい経済社会の実現   	1 女性の就業・起業支援 女性活躍	(1) 女性の再就職・キャリアアップ支援 ◇育児等で離職中の女性を対象に、就業支援・意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介 (2) 女性起業家等の育成・支援 (3) 女性が働くことに関する相談機能の充実
	2 企業等における女性活躍の推進 女性活躍	(1) 女性活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信 ◇「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大 ◇「北九州イクボス同盟」等での先進事例の紹介を通じた経営者・管理職の意識改革(再掲) (2) 企業における女性活躍の取り組み支援 ◇「北九州イクボス同盟」等で、企業の女性従業員や人事担当者向けのセミナー等の開催
III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進   	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現 女性活躍	(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取り組み支援 ◇「北九州イクボス同盟」の加盟企業数拡大、経営者・管理職の意識改革、女性従業員や人事担当者向けセミナー開催(再掲) (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進 ◇管理職のイクボス実践による職場風土の改革、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発 ◇男性職員の育児休業の取得促進 ◇テレワークの活用推進 (3) 地域活動やボランティア等への参画促進
	2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実 女性活躍	(1) 子育て環境の整備、充実 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

柱	施策の方向	具体的施策
IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現   	1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援
	2 男性にとっての男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に関する男性の理解促進 (2) 男性の家事育児、介護等、家庭生活への参画促進
	3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 ◇女子中学生向け理工系体験プログラムの実施 ◇大学生等へのキャリア出前講座の実施 (3) 子どもの健康教育・デートDVに関する理解の推進
	4 防災における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進
V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現   	1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援 DV対策	(1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成 (2) DV被害相談体制の充実 (3) DV被害者保護体制の充実 (4) DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底
	2 ハラスメント及び性犯罪等の防止	(1) ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 ◇「北九州イクボス同盟」等で、経営者や管理職に対するハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供 (2) 性犯罪防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進
	3 生涯を通じた女性の健康支援	(1) 若い世代における性の理解・尊重 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実 ◇妊娠や出産に関する電話相談や養育支援を必要とする家庭への育児・家事援助 (3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進
	4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援	(1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談体制の構築 (2) 多様な性のあり方への理解の促進 ◇パートナーシップ宣誓を行った人への宣誓受領書の交付

※各柱には主に関連する SDGs のアイコンを示している。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

本市における男女共同参画社会実現へ向けての取組については、平成2年に「北九州市女性プラン」を、平成12年には「北九州市男女共同参画プラン」を策定し、更に、平成14年4月に施行した「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」（以下、「市条例」という。）に基づき、平成16年4月に「北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成21年3月には第2次、平成26年2月には「第3次北九州市男女共同参画基本計画」（以下、「第3次基本計画」という）を策定し、北九州市の男女共同参画社会の形成を推進するための様々な施策を積極的に進めてきました。

第3次基本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間であることから、新たな基本計画を策定するため、平成30年5月に、市長から北九州市男女共同参画審議会へ諮問し、同審議会は第3次基本計画の取組状況や課題等について審議を行い、本市の男女共同参画の取組は着実に進展しているものの、様々な課題が残っているとして、平成30年11月、市長に対し「第4次北九州市男女共同参画基本計画の策定について（答申）」が提言されました。

本市は、この答申を踏まえて計画策定に着手し、このたび「第4次北九州市男女共同参画基本計画」（以下、「第4次基本計画」という。）を策定しました。

2 男女共同参画社会の形成をめぐる最近の動き

平成27（2015）年9月、国連で2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。17の目標の中には、「ゴール5. ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、同年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成28年3月には、福岡県で「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

国は、少子高齢化に歯止めをかけ、地方の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。

本市においても、少子高齢化・人口減少問題は重要な課題と認識しており、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年2月改訂）」により、「女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の成功モデル都市を目指す」取組を行っています。

本市では、平成29年12月、公害克服等の環境への取組や、国際貢献（上下水道や環境・エネルギー等）が評価され、第1回「ジャパンSDGsアワード」特別賞を受賞しました。

平成30年4月には、OECD（経済協力開発機構）から、アジア地域で初めて「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定され、6月には国の「SDGs未来都市」、及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。

同年8月には、本市のSDGsの取組を推進するため、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定しました。この計画の、「北九州市のSDGs戦略（ビジョン）」では、「2 一人ひとりが行動し、みんなが輝く社会を拓く」に「ジェンダー平等の取組をはじめ、女性や高齢者、障害のある人など、市民が自身の特性に応じた役割を果たす、誰もが活躍できる場を創出する都市」を一つの柱として取り組むこととしています。

2 本市の現状と課題

少子高齢化による人口減少の傾向が続き、生産年齢人口（15～64歳）が減少することなどが見込まれており、男女が共に子育てや介護ができる環境整備や、女性や高齢者など多様な人材が経済活動等に参画することが重要となってきます。

①方針決定過程における女性の参画

本市の審議会等（付属機関及び市政運営上の会合）における女性委員の参画率や、市役所の女性管理職比率は増加しており、市の政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいますが、地域における女性役員などの状況については、大きな変化はありません。

②女性の就業の状況

本市の女性雇用者数は年々増加傾向で、年齢階級別労働力率は以前に比べると徐々に上昇していますが、依然として30歳代で一旦低下する「M字カーブ」を描いています。雇用形態をみると、女性の正社員の割合は、男性に比べて低くなっています。

本市では、全国で初めて国・県・市が連携して女性の就職・起業（創業）、子育てとの両立、キャリアアップ等をワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を開設し、働きたい女性の活躍を支援しています。

③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働く場面においては、長時間勤務など男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が根付いており、家庭生活と両立しつつ能力を発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、長時間労働の改善は、男女の家庭生活との両立だけでなく、心身の健康維持や地域活動への参加、自己啓発などの時間を確保し、豊かで健康的な生活を送るためにも重要な課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現において、経営者や管理職の役割は重要です。本市では平成27年4月に、自治体で初めて市役所の全管理職がイクボス宣言を行い、この取組を行政に留まらず市内の企業や団体にも広げていくため、平成29年8月、企業・団体のトップによる「北九州イクボス同盟」が設立されました。加入企業数は、平成30年12月現在108社となっており、この同盟に加入する企業を増やし、働き方改革の取組を進めていくことが必要です。

④市民の意識

性別による固定的な役割分担に対する考え方について、平成23年の市民意識調査で初めて否定的な人が53.8%と肯定的な人の割合を上回り、平成29年調査では、否定的な人の割合は68.1%となり、初めて男性も否定的な人の割合が半数を超えました。

一方、「社会全体における男女平等達成感」については、依然として男性が優遇されていると思う人の割合が約7割となっています。

⑤配偶者等からの暴力、女性の健康

平成29年市民意識調査では、配偶者や恋人など親しい関係にある人からの暴力と認識される行為について「どんな場合でも暴力に当たる」という回答は、「平手で打つ」、「殴るふりをしておどす」など、前回調査に比べると高まりつつありますが、配偶者などからの被害経験があっても暴力行為について相談しない人が半数近く占めています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

2 計画の位置付け等

- (1)本計画は、市条例第8条に定める「基本的な計画」であり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- (2)本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」を包含します。
- (3)本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」を包含します。
- (4)本計画は、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州プラン」の部門別計画に位置付けられるものであり、本市各種計画との整合性を図りながら推進していきます。
- (5)本計画の推進をとおして、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献します。

3 計画期間

第4次基本計画の計画期間は、5年間（2019年度～2023年度）とします。

計画の体系

女性活躍 = 女性活躍推進計画

DV対策 = DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

第3章 計画の内容

柱Ⅰ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

社会のあらゆる分野の方針決定過程に女性が参画することは、男女が共にその個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成のために重要です。

また、多様な人材の能力を活用し、多様な視点、新たな発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するといった観点だけでなく、活力ある社会の創造にもつながります。

市役所における方針決定過程への女性の参画に取り組むことはもとより、企業、地域等において、方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性の参画についての理解を深めるための働きかけや、将来指導的な地位へ成長していく層の育成に取り組めます。

施策の方向1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画を促進するため、企業等に対して、女性活躍の必要性や取組の紹介など女性の活躍を後押しする環境づくりや機運の醸成に取り組めます。

地域等においては、団体の会長だけでなく、副会長等の女性役員の活躍状況を把握し、その状況を踏まえ、女性の参画拡大についての理解を深めるための広報・啓発や働きかけを進めます。

施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して方針決定過程における女性の活躍に取り組むことが求められます。市の政策は、市民生活に大きな影響を与えることから、その政策提言や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。市の審議会等への女性委員の登用に引き続き努めるとともに、男女の数のバランスにも配慮した取組が求められます。また、市役所における女性職員の活躍を進めるため、引き続き人材育成と登用の推進、意識改革に取り組むことが必要です。

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

就業は生活の経済的基盤であり、自立のために必要なことであるとともに自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも大変重要です。

「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、女性の就業機会の拡大や起業を目指す女性への支援とともに、働きながら安心して子どもを育てることができる環境の整備、支援に取り組みます。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための取組を行います。

また、育児等を理由として離職した女性の再就職や、起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組みます。

施策の方向1 女性の就業・起業支援

働きたい女性が、その能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう、女性の就業や就業継続、キャリアアップを支援します。

また、「ウーマンワークカフェ北九州」において、女性の就業に関する相談にワンストップで対応し、幅広い情報を提供するなど、今後もきめ細かい支援を行います。

施策の方向2 企業における女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍を推進し、女性の能力発揮の促進を図る上で、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性がその価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは重要なことです。働き方が選択でき、性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて、企業向け意識啓発や情報提供を行います。

また、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組や、企業等と連携し働く場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデルなどの情報発信などを行い、企業等における女性活躍の推進に取り組みます。

柱Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが人生の各段階に応じて、仕事上の責任を果たしながら、子育て、介護、地域活動、自己啓発など、それぞれの個人の生活に充実感を感じる事が大切です。

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中、更にワーク・ライフ・バランスの推進は重要で、一人ひとりの希望や意欲に応じて仕事と生活の選択肢が増えていくことは、男女を問わず一人ひとりの個性と能力の発揮につながります。

企業にとっても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保につながり、更に、本市の成長力を高め、

将来にわたり持続可能な社会の実現にも資するものです。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業、働く人、家庭、地域などが連携しながら進めていくことが大切で、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心としながら、今後も重点的な取組を進めます。

また、「イクボス」を増やすことは、誰もが望む形で力を発揮でき、活力に満ちた社会の実現につながります。

このような取組を広めていくため、企業・団体トップで設立した「北九州イクボス同盟」に賛同する企業の輪を広げ、働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。

長時間労働の削減や、労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて、企業等への意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度等の周知などに取り組めます。

企業や働く人が働き方を見直すとともに、自分自身のライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすことを促進するため、出前セミナーなど企業等へ出向く取組を行います。

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現していくため、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実に取り組めます。

これまでも子育て環境の整備・充実に取り組んでいますが、地域の就学前・就学後児童数の動向などを踏まえながら、保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、病児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策に取り組めます。

更に、企業・団体等が、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解を進めていくような取組が求められます。

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女共同参画社会の実現には、男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくり

が重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

高齢化が進む中で、男女共同参画を進めていくことは、親の介護や高齢期における孤立化など、男性にも関わる課題に対応するものであり、男女ともに暮らしやすい社会を目指すものであることへの理解を促進するため、様々な工夫をしながら啓発に取り組みます。

また、男性と女性でともに支えあう社会を作るためには、次世代を担う子どもたちが小さい頃から男女共同参画を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、自然に男女共同参画を身につけた大人に成長していくことが必要です。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に一層取り組みます。

更に、男女共同参画社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。

国内における男女共同参画の取組は、SDGsのように国際社会の取組と密接に連携しています。男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、本市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつありますが、これまでの社会通念や習慣にとらわれることなく、全ての人がある個性や能力を十分発揮できる社会、地域づくりのために、引き続き、地道な意識改革に取り組みます。

男女共同参画についての理解を深めるため、国際的な動きなども含めた情報提供や意識啓発とともに、女性がいきいきと活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画に関する市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組みます。

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があるあらゆる場面で活躍できる社会で、その実現は、女性だけではなく男性にとっても多様なライフスタイルを選択できるものです。

男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるように啓発や支援に努めるとともに、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性の家庭生活等への参画推進に取り組むよう働きかけていきます。

施策の方向3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的

役割分担意識にとらわれない学校教育を行っていくことが必要です。

未来を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深めることは、将来的に社会全体における男女共同参画の実現につながるため、男女ともに多様な進路、職業選択ができるキャリア教育、進路指導に取り組みます。

また、若年層を対象としたデートDV等の予防啓発など、被害者にも加害者にもならないために、お互いに尊重できる関係性の大切さを教える人権教育を行います。

施策の方向4 防災における男女共同参画の推進

避難所での生活をはじめとして、災害時の対応については、いろいろな場面で、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮して取り組むことが必要で、災害発生時に対応するためには、日頃から女性がまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことが求められます。

防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築に取り組みます。

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、男性、女性が性別にかかわらず一人の人間として尊重されていることが前提となります。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的役割分担意識、男女の社会的地位や経済的格差等があります。

市民一人ひとりに人権の尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、妊娠や出産、女性特有の疾患等があり、思春期から青年期、中高年齢期等、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

施策の方向1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知やDV行為に関する広報・啓発を行います。

また、配偶者暴力相談支援センターや各区子ども家庭相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取り組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

男女を問わず誰もが安心な生活を送れる社会は、男女の人権が尊重された社会です。日常生活においては、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしが、安心な生活の大前提となります。

このため、職場におけるハラスメント等の防止に向けた広報啓発や、人権侵害に対する相談を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知等、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取組を行います。

施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、若年層に対していのちの大切さなどの知識を身につけられるような教育・啓発に取り組みます。

妊娠から出産期において、高度な周産期医療の提供、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

更に、子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応に取り組みます。

また、性的少数者などについて、市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

第4章 計画の推進及び数値目標等

1 推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、政策立案に携わる市幹部職員をはじめ全職員が、その業務全般において計画段階から常に男女共同参画の視点を持ち、あらゆる施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

市長を本部長として副市長以下全局区長等の幹部職員で構成する北九州市男女共同参画推進本部会議や女性活躍推進本部会議等を開催し、情報共有と取組みの推進を図ります。

2 市民、市民団体、企業等とのパートナーシップの推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や市民団体、企業等が男女共同参画について理解を深め、それぞれが主体的に取り組んでいくことが大切です。市民団体や企業等とのパートナーシップを推進し、事業の協働実施に積極的に取り組めます。

3 指標及び数値目標の設定

基本計画の進捗状況を評価するため、計画の柱ごとに計画期間中に達成を目指す数値目標や推進状況の参考となるモニタリング指標を設定しました。

4 北九州市男女共同参画審議会による進捗状況の評価、公表

基本計画に関する施策の進捗状況については、北九州市男女共同参画審議会において評価するとともに、評価結果について報告書やホームページ等を通じて毎年度公表します。

数値目標・モニタリング指標

柱	No.	項目	区分	数値	
				現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 35 年度)
I	1	市役所における女性役職者（係長以上）比率（消防職員、教職員を除く）	目標	17.6%	23%
	2	市役所における女性管理職（課長級以上）比率（消防職員、教職員を除く）	目標	13.6%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率（校長、副校長、教頭、園長）	目標	19.4%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率 （市付属機関等には市政運営上の会合を含む）	目標	53.0%	※1 50%以上
	5	自治会における女性の比率 ① 区自治総連合会長 ② 自治区会長 ③ 町内会長	モニタリング	① 14.3% ② 4.9% ③ 16.6%	—
	6	校区まちづくり協議会会長における女性比率	モニタリング	2.9%	—
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	モニタリング	15.0%	—
II	8	25～44歳の女性就業率	目標	70% (平成 27 年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	目標	108 社 (平成 30 年 12 月)	300 社
	10	事業所の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	モニタリング	11.2% (平成 26 年度)	—
	11	雇用形態（①正社員②パート・臨時雇）における男女別割合	モニタリング	(女性) ①52.5% ②46.7% (男性) ①78.1% ②18.7% (平成 30 年 1 月)	—
	12	職場での男女平等達成感	モニタリング	17.8% (平成 29 年度)	—

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で 50%以上を目指す。

柱	No.	項目	区分	数値	
				現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 35 年度)
Ⅲ	13	市役所における時間外勤務削減率	目標	集計中	目標策定中
	14	市役所における男性職員の育児休業取得率	目標	14.8% (平成 30 年 3 月)	20%
	15	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育（夜間保育所を含む） ②休日保育 ③病児保育	目標	①155 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成 29 年度)	目標策定中
	16	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の認知度	モニタリング	68.4% (平成 29 年度)	—
	17	市内企業等における社員の育児休業取得率	モニタリング	男性：1.2% 女性：87.1% (平成 26 年度)	—
	18	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	モニタリング	9.2% (平成 29 年度)	—
	19	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	モニタリング	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成 29 年度)	—
	20	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	モニタリング	①16,344 人 ② 601 人 ③ 1,807 人 ④ 8,499 人 (平成 29 年度)	—
Ⅳ	21	男女共同参画社会という言葉の認知度	目標	69.7% (平成 29 年度)	80%
	22	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	モニタリング	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成 29 年度)	—
	23	女性が職業を持つことの方針についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたなら中断した方がよい ③子どもができたなら退職した方がよい	モニタリング	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成 29 年度)	—
	24	社会全体における男女平等達成感	モニタリング	10.6% (平成 29 年度)	—

柱	No.	項目	区分	数値	
				現状 (平成 30 年度)	目標 (平成 35 年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	目標	① 71.1% ② 68.3% (平成 29 年度)	① 80% ② 80%
	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	モニタリング	—	—
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	モニタリング	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成 29 年)	—
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	モニタリング	11.7 (平成 27 年度)	—
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	モニタリング	36.1% (平成 29 年度)	—